障害福祉サービス等情報公表制度について

1. はじめに

障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法第 76 条の３及び児童福祉法第 33 条の 18 の規定により、提供サービス等情報の情報を年１回以上、都道府県又は政令指定都市、中核市等に報告する必要があります。

2. 情報公表制度の報告について

① 報告方法について

インターネットにより障害福祉サービス等情報公表システムの報告用ページから報告してください。

URL：https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/

※令和３年度に愛知県から大府市へ指定等の権限が移譲されたため、大府市内の事業所について報告する場合のログインＩＤとパスワードが変更となっています。

新しいログインＩＤとパスワードは、令和３年５月 10 日ごろに独立行政法人福祉医療機構からメール通知がありましたが、万が一不明な場合は市高齢障がい支援課（0562-85-3558）までご連絡ください。

②　システム操作方法について

障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）を参照してください。

URL:https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/manual/jigyo_smanual_1.1.pdf

③　報告時期について

５月初日から７月末日まで

④　報告の内容

障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、法人等の名称やサービスの内容等を報告します。

本制度は利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスの選択が可能となるためのものであるため、障害福祉サービス事業者等の責務として利用者の利便を第一に報告内容を確認し、報告をお願いします。

3.　注意点

都道府県、政令指定都市、中核市で指定を受けている事業所については、各指定権者がシステム管理をしています。同一事業者で複数の指定権者を跨ぐ形で事業所を運営している場合は、各指定権者への報告が必要となります。

（例）

大府市で「就労継続支援Ｂ型」、東海市で「就労継続支援Ａ型」、名古屋市で「就労移行支援」「就労定着支援」事業所を運営している場合

→「就労継続支援Ｂ型」の報告は大府市へ、「就労継続支援Ａ型」の報告は愛知県へ、「就労移行支援」「就労定着支援」の報告は名古屋市へ行うこととなります。

※各指定権者へ報告する場合、ログインＩＤやパスワードは別々で設定されていますので、大府市の事業所分を報告する場合は大府市のＩＤ・パスワードでシステムにログインしてください。

事業所所在地	サービス種別	指定権者	ログイン ID	パスワード
大府市	B 型	大府市	AAAAAA	11111
東海市	A 型	愛知県	BBBBBB	22222
名古屋市	就労移行・就労定着	名古屋市	CCCCCC	33333

→B 型事業の報告は、ログイン ID「AAAAA」パスワード「11111」を使用してシステムログインをして大府市へ報告

A 型事業の報告は、ログイン ID「BBBBB」パスワード「22222」を使用してシステムログインをして愛知県へ報告

就労移行・就労継続支援の報告は、ログイン ID「CCCCC」パスワード「33333」を使用してシステムログインをして名古屋市へ報告